

第五十二回帝國議會  
衆議院

# 移住組合法案外一件委員會會議錄(速記)第四回

付託議案  
移住組合法案(津崎尙武君外九名提出)  
產業組合中央金庫法中改正法律案(由谷義治君外五名提出)  
海外移住組合法案(政府提出)

## 會議

昭和二年二月二十八日(月曜日)午前十一時三十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 池田 泰親君

理事 神田 正雄君

理事 奧野小四郎君

樋口 秀雄君 藤井 敬慎君

由谷 義治君 山本 勝次君

村上 國吉君 二木 洵君

島本 信二君 津崎 尙武君

岡田 溫君

出席政府委員左ノ如シ

外務參與官 永井柳太郎君

社會局長官 長岡隆一郎君

本目ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

移住組合法案(津崎尙武君外九名提出)

產業組合中央金庫法中改正法律案

(由谷義治君外五名提出)

海外移住組合法案(政府提出)

○池田委員長 ソレデハ前會ニ引續キ

マシテ、移住組合法案ノ審議ヲ開キマ

ス、各黨ノ意見ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○津崎委員 本案ハ議員提出ノ移住組

合法並政府提出ノ海外移住組合法デ、

段々質疑應答ヲ重ネ且ツ研究致シマシ

タ結果、兩案ノ相違ハ、議員ノ吾々提出

ノ法案ハ海外移住ト共ニ内地移住モ出

來ル形ニナツテ居ルノデアリマス、ソレ

カラ組合ヲ聯合スルコトニ付キマシテ

議員ノ法案ハ三段ニナツテ居リマシテ、

移住組合ト移住組合聯合會及移住組合  
中央聯合會トモ言フベキ順序ニナツテ

居ルノデアリマス、然ルニ政府ノ案ハ

移住組合ヲ主トシテ、府縣ヲ單位トシ

テ中央ニ移住組合聯合會ヲ置クト云フ

コトニナツテ居リマス、其他ノ點ハ吾々

議員ノ提案ト政府案ト大體ニ於テ相違

ナイノデゴザイマス、而シテ吾々ガ多

年來本案ノ成立ヲ希望シテ、或ハ建議

案トシ或ハ法律案トシテ提出致シテ居

リマスコトハ、過日モ申上ゲマシタ通

リ、海外發展ノ目的ヲ達スル、海外移住

ノ目的ヲ達スルト云フコトガ主タル事

デアリマスノデ、此二案ガ其精神デ出

來テ居リマス以上ハ、此場合政府案ノ

即チ海外移住組合法案ヲ認メマシテ本

案ヲ承認スル、而シテ先刻申シタ通り

案ノ目的内容ガ同一デアリマスカラ、

政府案ヲ認メテ吾々ノ提案ハ之ヲ撤回

スルト云フコトニ致シタイト思フノデ

アリマス、而シテ此機會ニ希望致シマ

スコトハ、前ニ質疑應答ヲ重ネマシタ

時ニ希望致シマシタ通り、吾々ガ議員

トシテ國情ニ顧ミテ本案ノ成立ヲ熱心

ニ希望シテ今日ニ至ツタ、政府モ同様ニ

其事情ヲ認メラレテ本案ヲ提出セラレ

タノデアリマスカラ、本案ノ成立ト共

ニ成ベク早く關係ノ勅令其他ノ法規ヲ

定メラレテ、而シテ地方ニ於キマシテ本

案ノ活用ヲ有效ニ、的確ニ、且ツ敏速ニ

圖ツテ戴キタイト云フコトヲ切望スル

ノデアリマス、由來地方ニ於キマシテ

ハ政府ガ斯ノ如キ法律ノ施行ニ熱心デ

アルカドウデアアルカ、政府ノ熱ノ程度

例ヘバ朝鮮ト滿蒙、西伯利方面ニ於ケ

ル人口ノ移動ノ如キハ、國策ノ遂行上

極メテ重大ナル問題ナリト信ズルノデ

アリマスルカラ、本問題モ今後政府ニ

於カレマシテハ、相當ノ考慮ヲ拂ツテ努

力セラレンコトヲ、此案ヲ認メテ其成

立ヲ希望スルニ方ツテ切望シテ置ク次

第デアリマス

○藤井委員 私モ提案者ノ一人デアリ

マスガ、政府案ト議員提出ノ案トハ此

内容ニ於テ殆ト同一デアリマスカラ、

今津崎君ノ述ベラレマシタ意味ニ於キ

マシテ、議員ヨリ提出シタル案ヲ撤回

シテ、全然政府案ニ賛成ヲ致シマス

○島本委員 議員提出案ヲ撤回スル問

題ハ別問題ト致シマシテ、私ハ此際政

府案ノ採擇ノ決定ニ賛成スル者デアリ

マス

○池田委員長 其他ニ御異論アリマセ

ヌデゴザイマス——ソレデハ移住組

合法案ハ提案者ヨリ御撤回ニ相成ルト

云フコトデアリマスカラ、此法案ニ

對シテハ採決ヲ略シマシテ、政府案ニ

對シマシテハ何レノ團體モ御異議ガ無

イモノト認メマシテ、原案ノ通り可決

致シマス、本會議ニ報告スルコトニ

致シマス、左様御承知ヲ願ヒマス——

尙ホ此場合御諮リ致シタイノハ、産業

組合中央金庫法中改正法律案ハ、本日

第五類第二十三號 移住組合法案外一件委員會會議錄 第四回

昭和二年二月二十八日

一

審議ヲ進メマセウカ、如何致シマセウカ

○由谷委員 私共提案シテ居リマス中  
央金庫法中改正法律案デアリマスガ、  
大體ノ趣旨ニ於テハ委員ノ全部ノ方ミ  
ガ御賛成下スツタコト思ヒマスルシ、

既ニ質問モ無イヤウニ承知シテ居リマ  
スカラ、此際討論ヲ省キマシテ、直ニ採  
決ニ御進行アランコトヲ希望シマス

○池田委員長 如何デアリマスカ、別  
ニ御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○池田委員長 ソレデハ此產業組合中  
央金庫法中改正法律案、此法案モ討議  
ヲ略シマシテ、原案ノ通り可決致シマ  
シテ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○池田委員長 御異議ナイト認メマシ  
テ可決致シマシタ、左様御承知ヲ御願  
致シマス

○津崎委員 一寸前ノ移住組合法デア  
リマスガ、只今議事ノコトニ付テ研究

シテ見マスト云フト、委員會ニ於テ撤  
回ト云フコトハ少シク拙イ、本會議ニ  
於キマシテ議長ノ許可ヲ得ナケレバナ  
ラヌ問題デアルサウデアリマス、是ハ  
同一法案デアルカラ議決不要ト云フコ  
トニ御變更ヲ願ヒタイ

○池田委員長 ソレデハ御諮リ致シマ  
スガ、先刻委員長ガ宣告中ニ、提案者ガ  
撤回サレルカラ此問題ニ對シテハ討議  
ヲ用ヒナイデ御撤回ニ同意ト云フコト

ニ御話ヲ申上ゲマシタガ、ソレヲ取消  
シマシテ、何レ本會議ニ於テ本問題ヲ  
撤回サル意味ヲ報告致シマシテ、議  
長ノ許可ヲ得テ後、此事ニ對シテ決定  
ヲ與ヘタイト思ッテ居リマス、左様御承  
知ヲ願ヒマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○津崎委員 ドチラデモ宜イト思ヒマ  
スケレドモ、是ハ委員會ニ於テ同一案  
デアルカラ、吾々議員提出ノ法律案ハ  
議決不要トシテ取扱ハレタラバ、本會  
議ニ於テ議長ノ許可ヲ得テ撤回ノ手續  
ヲ執ラヌデモ宜イト云フコトニナリハ  
セヌカト思ヒマス、左様御宣告ヲ願ッ  
テサウシテ取扱ヲ御願致シタイと思ヒ  
マス

○池田委員長 ソレデハ只今津崎君ノ  
發議ノ通りニ、政府案ト同一ナモノト  
シテ議決不要ト云フコトデ、此案ヲ處  
理シタイト思ッテ居リマス、ソレニ對シ  
テ御異議アリマセヌカ

○島本委員 政府案ト同一ト云フコト  
ヲ委員長ガ御報告ナサルノハ御困難デ  
ハナカラウカト思フノデアリマス、是  
ハ暫ク速記ヲ止メテ戴イテ……

〔此間速記中止〕

○池田委員長 ソレデハ改メマシテ、  
政府案ト意味ニ於テ歸著スル所同一ト  
思ヒマシテ、議決ヲ要セヌコトニ報告  
致シマス、左様御承知ヲ願ヒマス、ソレ  
デハ是デ散會致シマス

午前十一時四十一分散會